

平成28年11月1日

厚生労働省健康局長 福島 靖正 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 議長  
中釜 齊

### 第3期がん対策推進基本計画の策定に向けた がん診療連携拠点病院に求められる機能の充実に関する提案

平成24年に策定された「第2期がん対策推進基本計画」に基づき、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、平成26年1月に新たな「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）が定められました。これにより、がん診療連携拠点病院では、更なる体制の整備と多面的な機能の強化が進められています。

これまで各がん診療連携拠点病院において、指針に定められた体制を整備できるよう努力してきたことにより、緩和ケアチーム等の専門の医療従事者や相談支援センターのがん専門相談員等の配置状況、キャンサーボードの開催、苦痛のスクリーニングなど、がん診療連携拠点病院の機能は徐々に充実してきています。しかし、がん診療連携拠点病院に求められる機能や期待される役割が年々増加しているため、医療現場は疲弊し、現在の体制ではその機能を十分に発揮することが困難な状況であり、必要な人員の確保や体制整備等において、国の支援を必要としています。

平成28年7月に開催された「第9回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会」では、全国のがん診療の質を向上するために、都道府県がん診療連携拠点病院が中心となって進めるべきPDCAサイクルの確保の方法や、がん診療連携拠点病院を中心としたネットワークの構築等による連携の強化、専門家等を含めた適切な人材の育成と人材の確保、客観的な指標の選択・決定と継続的なモニタリングによる質の担保等について話し合われました。

がん患者とその家族が納得して治療を受けられる環境を整備するため、また全国のがん医療の質を向上させるため、平成29年6月に予定されている第3期がん対策推進基本計画の策定に向けて、本連絡協議会は、がん診療連携拠点病院としての役割も含め、下記の提案を行うことといたしました。国においては、がん診療連携拠点病院が求められている機能を充実させることができるよう支援を行い、全国におけるがん診療の質をさらに向上させることができるよう、以下の対策を講ずるようお願いいたします。

なお、「情報提供・相談支援部会」で全国のがん相談支援センターからの意見を基に、「がん相談支援センターからみたがん対策上の課題と必要と考えられる対応についてのご報告」をまとめております。こちらについてもご参照いただき、今後の各施策に反映していただきますようお願いいたします。

がん診療連携拠点病院が、指針に定められた機能を充実させ、十分な体制で取り組めるよう、国としてご支援くださいますようお願いします。また、我が国のがん対策を推進していくため、がん診療連携拠点病院が今後より一層機能を充実させ、継続した活動を行えるよう、ゲノム医療や希少がん医療の提供体制等、集約化と均てん化のバランスを考慮しつつ、次の事項について取り組むようお願いいたします。

1. がん医療の質を評価し改善するPDCAサイクルを確保することにより、全国のがん医療の質の均てん化をより一層推進するための支援
2. 放射線治療の品質管理体制及び放射線治療の集約化
3. 化学療法におけるがん診療連携拠点病院と地域の医療機関等との連携強化
4. 専門的な医療従事者の育成・確保
5. 都道府県がん診療連携拠点病院の緩和ケアセンターにおける人材の確保
6. がん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修における実績の算定方法やe-learning導入に係る検討
7. がんの在宅医療における急性期病院と在宅医療機関との連携の推進
8. 相談支援センターにおける人材の育成・確保及び地域における情報連携体制の整備のための支援
9. 災害時におけるがん診療連携拠点病院を中心としたがん関連情報に係るネットワークを構築するための支援
10. 院内がん登録のがん診療連携拠点病院機能強化事業における経費の見直し
11. がん検診におけるがん診療連携拠点病院と地域の関係機関との連携等、がん診療連携拠点病院に求められる役割についての検討
12. がん診療連携拠点病院の指定要件における臨床試験やゲノム医療等に係る人材の確保や実施体制についての検討
13. がん教育におけるがん診療連携拠点病院と地域の他の医療機関との連携等、がん診療連携拠点病院が積極的に関わっていくことへの検討
14. がん医療の現況に係る情報の収集とがん対策への活用に関する検討
15. 都道府県がん診療連携拠点病院における事務局機能を担う人材の確保

(別紙)

がん診療連携拠点病院が、指針に定められた機能を充実させ、十分な体制で取り組めるよう、国としてご支援くださいますようお願いします。また、我が国のがん対策を推進していくため、がん診療連携拠点病院が今後より一層機能を充実させ、継続した活動を行えるよう、ゲノム医療や希少がん医療の提供体制等、集約化と均てん化のバランスを考慮しつつ、次の事項について取り組むようお願いいたします。

1. がん診療連携拠点病院で提供されるがん医療の質を評価する指標を確立し計測していくことや患者調査等を継続的に実施していくことで得られるアウトカムを評価することにより、がん医療の質を向上させていくためのPDCAサイクルを確保し、全国のがん医療の質の均てん化をより一層推進していくよう、支援すること。その際に、緩和ケアや相談支援などの各機能の充実のために、病院として取り組み、その体制を整備すること。また、がん診療連携拠点病院の整備状況の評価についても、ストラクチャーを重視したものから、診療の質を重視したものに移行していくことについて検討すること。
2. がん診療連携拠点病院における、医学物理士の配置や品質管理部門の設置、第三者機関の評価等の義務付けについて検討し、放射線治療の品質管理体制をより一層強化していくこと。また、高精度な放射線治療等の専門的な技術を要する医療については、集約化を検討すること。
3. 標準的治療や効率的な診療体制の確立のため、化学療法に従事する医療従事者の育成や、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等との化学療法における連携をより一層強化するための支援を行うこと。
4. がん診療連携拠点病院において、集学的治療をはじめとした、質の高いがん医療を維持・提供できるよう、地域の実情に応じた集約化と均てん化の検討も進めつつ、がん医療の専門医、専門看護師・認定看護師等の医療従事者の育成や人材確保のための支援を行うこと。
5. 都道府県がん診療連携拠点病院における緩和ケアセンターにおいて、緩和ケア提供における院内機能の強化、地域緩和ケア連携拠点機能の強化を含めた多面的な機能の整備等、指針に定められている機能を十分に維持できるよう、緩和ケアセンターの人材の育成及び確保に対する支援を行うこと。
6. がん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修については、地域によっては修了者数が一定し、受講者数が減少している。今後より効率的に研修を開催するため、がん診療連携拠点病院の研修会の共催において、共催施設がいずれも実績として算定できるようにすること。  
また、受講者の利便性を考慮し、より多くの医師が研修を受講できるよう、講義プログラムのe-learningの導入について検討すること。

7. がんの在宅医療において、在宅医療を支える医療資源を確保できるよう支援すること。また、がん診療連携拠点病院が地域の関係者とネットワークを構築し、急性期病院と在宅医療機関との連携をより一層推進していくための人材育成等に対する支援を行うこと。
8. がん診療連携拠点病院の相談支援センターにおいて、多様化している相談に十分に対応できるよう、人材の育成及び確保に対する支援を行うこと。また地域の状況を考慮して、拠点病院のみならず、地域として対応していくような体制を整備すること。
9. 災害時におけるがん関連情報の集約及び提供において、がん診療連携拠点病院を中心としたネットワークの構築に必要な体制を整備するための支援を行うこと。
10. 院内がん登録については、厚生労働省の「院内がん登録の実施に係る指針」においても「がん医療の状況の適確な把握、がん医療の均てん化、がんに係る調査研究の一層の推進及びがん対策の充実等に資する」と、その重要性が示されている。しかし、がん登録推進法に基づく全国がん登録の開始に伴い、2015年度から、がん診療連携拠点病院機能強化事業の項目から外され、院内がん登録に係る人員の確保が困難となり、質の低下が強く懸念される。院内がん登録の質を維持するため、がん診療連携拠点病院機能強化事業における院内がん登録に係る経費について見直しを行うこと。
11. がん検診において、検査の実施や読影等へ協力することによる地域のがん検診を担う関係機関との連携、検査医の研修及び育成、患者・家族へのがん検診に関する普及啓発等、がん診療連携拠点病院として協力可能な役割について検討し、必要な支援を行うこと。
12. がん診療連携拠点病院の指定要件において、がんに関する臨床試験やゲノム医療等に十分対応できるよう、臨床研究コーディネーター（CRC）の配置や臨床試験等の実施体制を整備することについて検討すること。
13. がん教育において、地域の他のがん診療を担う医療機関と連携し、外部講師の派遣や教育者に対する正確ながん情報の提供や、これらの取り組みを通じたがんに関する普及啓発等、がん診療連携拠点病院が積極的に関わっていくことについて検討し、必要な支援を行うこと。
14. がん医療に関する情報提供については、がん対策加速化プランにおいてその推進がうたわれているが、がん診療連携拠点病院の現況報告をはじめとして、医療機関における情報収集の負担が無視できないことから、重複を排除した情報収集の効率化を図るとともに、収集の負担と情報活用のバランスを考慮し、指定要件の確認や患者への情報公開など、がん対策への活用において過不足のない項目を検討すること。

15. 都道府県がん診療連携拠点病院においては、求められている機能の増加に伴って、業務が拡大しているため、事務局機能を担う専従担当事務の配置について検討を行うこと。